

(案)

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 道立学校 ICT 支援員を活用した学校 DX 推進事業委託
- 2 契 約 期 間 契約締結の日から
令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで
- 3 業 務 委 託 料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 契 約 保 証 金 免 除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

令和 6 年（2024 年） 月 日

委託者 北海道
北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

住 所
受託者 氏 名

(案)

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務処理計画書の提出)

- 第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

(業務担当員)

- 第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

- 第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(案)

(業務処理責任者の変更請求等)

第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し通知するものとし、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第9条 受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。

(調査等)

第10条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

第11条 受託者は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(実績報告等)

第12条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された実績報告書について、履行確認を行い、その結果を受託者あて通知するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第13条 受託者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払うものとする。

3 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

4 前項の違約金の額は、委託期間の業務満了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、

(案)

業務委託料の額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。

5 委託者は、その責めに帰すべき理由により第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

6 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第15条 委託者は、次条及び第17条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、故意若しくは過失による契約違反又は詐欺行為などの法令違反があったとき。
- (2) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(案)

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第18条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第25条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第25条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第25条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又

(案)

は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。）
- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第19条 第16条各号又は第17条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第16条又は第17条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第20条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とは協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第21条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(案)

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第22条 前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第23条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第24条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第16条又は第17条(第1号を除く。)の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4 委託者は、実際に生じた損害の額が第1項の業務委託料の10分の1に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

第25条 受託者は、この契約に関して、第18条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

第26条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託

(案)

者の負担とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第27条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(違約金)

第28条 委託者は、受託者が第17条第1号に該当すると認められる場合は、委託者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、業務委託料の10分の1に相当する額を請求することができる。

(加算金)

第29条 委託者は、受託者が第17条第1号に該当すると認められる場合であって、業務委託料を過大に受領しているときは、当該業務委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の返還を請求する際には、業務委託料を受領した日の翌日を起算日として、返還までの日数に応じ、当該返還金額につき年 10.95パーセントの割合で計算した金額を加算金として請求することができる。

(相殺)

第30条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

第31条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(案)

道立学校ICT支援員を活用した学校DX推進事業委託業務処理要領

1 委託業務概要

(1) 委託業務名

道立学校ICT支援員を活用した学校DX推進事業委託業務（以下「本委託業務」という。）

(2) 契約期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで

2 委託業務の目的

地域のデジタル人材の育成に資するため、全道立学校に対し、知見とノウハウを豊富に有するICT支援員を活用したコンサルティングを行い、ICTの活用を促進する。

3 対象校及び訪問回数

ICT支援員が訪問する対象校は、別紙1「道立学校一覧」のとおりとし、全ての道立学校に対し、必ず1回以上訪問すること。

4 業務処理体制

(1) 業務処理計画書の提出

受託者は、契約書第4条の規定に基づき、契約締結後速やかに、本委託業務の処理手順、実施体制、連絡体制を明らかにした業務処理計画書を業務担当員に提出すること。

(2) 業務処理責任者の報告

受託者は、契約書第6条の規定に基づき、契約締結後速やかに、業務処理責任者を選定し、本業務に従事する業務処理責任者について、別記様式1により業務担当員に報告すること。

5 委託業務の処理

(1) 業務実施体制

受託者は本委託業務の目的を達成するため、以下の役割の人員に従事させること。

ア 業務処理責任者

(ア) 学校DXを推進するための業務を実施し、業務全般の管理を行うこと。

(イ) ICT支援業務のほか、通信インフラや各種業務システムや保守運用業務など、総合的な知識・能力を有する人材であり、教育ICT関連事業の業務経験が5年以上あること。

(ウ) 目的を達成するため、受託者全体で必要な提案を行えるよう体制を整えること。

(エ) 他の役割を兼務しないこと。

(オ) ICT支援員資格（ICT支援員能力認定試験。以下同じ。）及び教育情報化コーディネータ3級以上の資格又は同等の知識及び技術を有していること。

イ ICT支援員管理責任者（以下「管理責任者」という。）

(ア) 本委託業務の進捗状況把握、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）との連絡調整等、本委託業務を総合的に管理するとともに、ICT支援員への適切な業務指示を行うこと。

(イ) 他の役割を兼務しないこと。

(ウ) ICT支援員業務の実績があり、ICT支援員資格及び教育情報化コーディネータ3級以上の資格又は同等の知識及び技術を有していること。

ウ ICT支援員

(ア) ICT支援員資格又は同等の知識及び技術を有していること。

(イ) 教育現場における礼儀やマナー等を遵守し、教職員とのコミュニケーション能力を持ち合わせていること。

(案)

(ウ) 以下の内容を含めた研修を受講していること。

- ・ Windows OS、Chrome OS、iPad OSの端末基本操作研修 (Office 365 Education、Google Workspace for Education、Apple School Managerに関するクラウド型アプリケーション全般の基本操作を含む。)
- ・ 学校や教職員の全般的状況、学習指導要領等の教育的知識に関する研修
- ・ ICTを活用した授業改善、校務効率化に関する研修
- ・ 著作権、個人情報、情報モラル、情報リテラシーに関する研修
- ・ 情報セキュリティに関する研修

(2) 訪問・勤務

- ア 学校への訪問は、原則、月曜日から金曜日の学校開庁日（祝日、年末年始・学校閉庁日は除く）とし、午前8時30分から午後5時（内休憩45分）の時間帯のうち、教育委員会が別に指示する日時に訪問すること。
- イ 期間の途中でICT支援員が交代する場合は、事前に教育委員会と協議し、業務に支障のない体制を維持すること。
- ウ やむを得ない事由により、教育委員会が指示した日時に訪問できない場合は、速やかに教育委員会に連絡し、代替日などを調整すること。
- エ ICT支援員が疫病その他の理由で所定の業務を行えない場合、又はICT支援員の評価が芳しくなく、かつ再指導を実施しても改善が見られない場合は、ICT支援員の交代を迅速かつ適切に行うこと。

(3) 業務環境

- ア 業務に必要な場合は、教育委員会指定のGoogle Workspace for Educationアカウント (Fundamentals) Microsoft365アカウント (A1 ライセンス) を利用することができる。
- イ ICT支援員が学校で利用する端末は、受託者にて用意し、学校でインターネット利用のためにネットワーク接続が必要な場合は、モバイルルータ等を受託者にて用意すること。

6 委託内容

本委託業務は、以下の内容とする。

(1) 学校DX推進に向けたコンサルティング業務

教育委員会が把握している、各学校のICTを活用した授業改善や校務効率化の現状や、今後の取組方針を踏まえて、各学校に最適な授業と校務におけるICTの効果的な活用方法を、ICT支援員が訪問のうえ提案すること。

なお、提案内容については、教育委員会及び各学校と協議のうえ、決定すること。

また、提案後の各学校からの照会等は教育委員会にて取りまとめることとするが、受託者においては教育委員会からの照会等に対応すること。

(2) 事例等の共有

ICT支援員による支援や他都府県等の事例など、ICTを活用する上で共有することが有益な事例や教材等について、電子メール等により、教育委員会に共有すること。

(3) 定例会及び報告書の提出

- ア 本委託業務の改善等を図るため、定例会を実施すること。
- イ 開催頻度は1回/月を基本とし、必要の都度実施すること。
- ウ 定例会時に以下の項目を記載した報告書を提出すること。なお、報告書様式は任意とするが、打ち合わせ方法等の詳細については教育委員会と協議して決定すること。開催後は、議事録を提出すること。
- ・ 本委託業務の対応状況（学校への提案内容、学校訪問の状況等）
 - ・ 教育委員会にエスカレーションが必要な事項
 - ・ その他必要な事項
- エ 定例会外で教育委員会へエスカレーションすべき事案や緊急を要する事案が発生した場合は、随時報告すること。

7 提出物等

(1) 提出物一覧

資料名	内 容	部 数	期 日
業務処理計画書	・ 処理手順 ・ 実施体制 ・ 連絡体制	書面：1部	契約締結後、速やかに提出すること
業務処理責任者等選定通知書	・ 業務処理責任者等選定通知書（別記様式1）	書面：1部	契約締結後、速やかに提出すること
報告書	・ 本委託業務の対応状況 ・ 教育委員会にエスカレーションが必要な事項 ・ その他必要な事項	書面：1部	定例会時に報告すること
実績報告書	・ 実績報告書	書面：1部	業務完了後、速やかに提出すること。
訪問結果報告書	・ 学校へ提案したICTの効果的な活用方法 ・ 学校訪問の状況	書面：1部	実績報告書に添付して提出すること。
その他必要に応じて作成した資料	・ 報告、協議、打合せ等資料、議事録等	必要部数	必要に応じて、速やかに提出すること。

(2) 提出場所

北海道教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課

8 再委託について

(1) 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

- (ア) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- (イ) 再委託する業務の範囲
- (ウ) 再委託する理由及びその必要性
- (エ) 再委託の契約金額
- (オ) 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制
- (カ) 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

- (2) 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。
- (3) 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。
- (4) 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること

9 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 他都府県等の事例やICTの効果的な活用方法などを積極的に収集するなど、ICT教育の推進に積極的に取り組むこと。
- (2) 国や県が公開している教育のICT活用や支援の在り方に関する資料を把握し、学校現場におけるICT環境を活用した教育の重要性や活用方法について理解を深めようと努力すること。
- (3) 学校で業務を行う際は、名札を着用し、服装、言葉遣い等は、学校内での業務にふさわしく、学校に不快感を与えないように十分注意すること。

10 情報セキュリティ遵守事項

- (1) 本契約で知り得たデータは教育委員会が権利を保有するものであり、その取扱いについては、教育委員会の指示に従うこと。また、これらのデータについては、教育委員会の指示に基づき、随時提出すること。

(案)

- (2) 不要と思われるデータについては、教育委員会の指示に基づき消去すること。
- (3) データ及び分析等の結果は、本契約の履行上知り得た情報とする。
- (4) 本契約の履行上知り得た情報（業務に係る事項及びこれに付随すること）については、業務履行中、完了後に関わらず他に漏らしてはならない。本委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、当該第三者も同じ義務を負う。
- (5) 本契約の履行上知り得た情報に係る成果物（業務の課程で得られた記録等を含む。）を教育委員会の許可なく第三者に閲覧させてはならない。なお、貸与及び譲渡も同様とする。
- (6) 本委託業務の遂行のために、教育委員会が提供した資料及びデータ等は、本委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料及びデータ等は、本委託業務終了時に教育委員会に返却すること。
なお、教育委員会の許可を得て複製した資料も同様の扱いとし、本委託業務終了時に速やかに廃棄処分とすること。
- (7) 教育委員会は受託者に本委託業務に関連する文書を提供するものとし、受託者は提供された文書を踏まえて誠実に対応するものとする。
- (8) 受託者は、学校から個人情報又はそれに類する一切のデータを持ち出さないこと。

11 その他

- (1) 本委託業務の遂行に伴う経費（ICT支援員等の移動に要する経費、ICT支援員の連絡用携帯電話、パソコン、消耗品（筆記具等）、その他）は、全ての受託者の負担とする。
- (2) ICT支援員が対象校へ移動する際、身体にかかわる事故があった場合は、受託者の責任において、一切の処理をするものとする。また、加害者となった場合も同様に、受託者の責任において一切の処理をすること。各種事故が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、以降の対応について必要に応じて報告・協議を行うこと。
- (3) 本委託業務に際して資料や成果物等を作成した場合、その使用に関する権利は教育委員会に帰属することを原則とする。
- (4) 本業務処理要領に明示されていない事項又は疑義が生じた事項については、教育委員会と協議すること。

別紙1 道立学校一覧

計	256校及び1分教室
— 高等学校	189校
— 中等教育学校	1校
— 特別支援学校	66校
— 分教室	1拠点

管内	No.	拠 点 名	所 在 地	電 話
空知	1	夕張高等学校	夕張市南清水沢3丁目49	0123-59-7110
	2	岩見沢東高等学校	岩見沢市東山町112	0126-22-0175
	3	岩見沢西高等学校	岩見沢市並木町30	0126-22-0071
	4	岩見沢農業高等学校	岩見沢市並木町1-5	0126-22-0130
	5	美唄尚栄高等学校	美唄市西1条南6丁目1-1	0126-64-2277
	6	美唄聖華高等学校	美唄市東6条北2丁目1-1	0126-64-2385
	7	芦別高等学校	芦別市本町40-13	0124-22-2164
	8	滝川高等学校	滝川市緑町4丁目5-77	0125-23-1114
	9	滝川工業高等学校	滝川市二の坂町西1丁目1-5	0125-22-1601
	10	砂川高等学校	砂川市吉野2条南4丁目1-1	0125-52-3168
	11	深川西高等学校	深川市西町7-31	0164-23-2263
	12	深川東高等学校	深川市8条5-10	0164-23-3561
	13	奈井江商業高等学校	奈井江町南町二区	0125-65-2239
	14	長沼高等学校	長沼町旭町南2丁目11番1号	0123-88-2512
	15	栗山高等学校	栗山町中里64-18	0123-72-1343
	16	月形高等学校	月形町1056	0126-53-2046
	17	新十津川農業高等学校	新十津川町字中央13	0125-76-2621
	18	夕張高等養護学校	夕張市千代田7-1	0123-56-5530
	19	雨竜高等養護学校	雨竜町字尾白利加92-21	0125-78-3101
	20	美唄養護学校	美唄市東7条南3丁目1-1	0126-62-6511
	21	南幌養護学校	南幌町緑町5丁目1-1	011-378-2313
	22	岩見沢高等養護学校	岩見沢市東町2条8丁目960-3	0126-23-5055
石狩	23	札幌東高等学校	札幌市白石区菊水9条3丁目	011-811-1919
	24	札幌西高等学校	札幌市中央区宮の森4条8丁目1	011-611-4401
	25	札幌南高等学校	札幌市中央区南18条西6丁目1-1	011-521-2311
	26	札幌北高等学校	札幌市北区北25条西11丁目	011-736-3191
	27	札幌月寒高等学校	札幌市豊平区月寒東1条3丁目	011-851-3111
	28	札幌啓成高等学校	札幌市厚別区厚別東4条8丁目6-1	011-898-2311
	29	札幌北陵高等学校	札幌市北区屯田7条8丁目5-1	011-772-3051
	30	札幌手稲高等学校	札幌市手稲区手稲前田497-2	011-683-3311
	31	札幌丘珠高等学校	札幌市東区北丘珠1条2-589-1	011-782-2911
	32	札幌西陵高等学校	札幌市西区平和3条4丁目2-1	011-663-7121
	33	札幌白石高等学校	札幌市白石区川北2261	011-872-2071
	34	札幌東陵高等学校	札幌市東区東苗穂10条1-2-21	011-791-5055
	35	札幌南陵高等学校	札幌市南区藤野5条10-478-1	011-591-2101
	36	札幌東豊高等学校	札幌市東区東雁来町376-1	011-791-4171
	37	札幌厚別高等学校	札幌市厚別区厚別町山本750-15	011-892-7661
	38	札幌真栄高等学校	札幌市清田区真栄236-1	011-883-0465
	39	札幌あすかぜ高等学校	札幌市手稲区手稲山口254	011-694-5033
	40	札幌稲雲高等学校	札幌市手稲区手稲本町6条4丁目1-1	011-684-0034
	41	札幌英藍高等学校	札幌市北区篠路町篠路372-67	011-771-2004
	42	札幌平岡高等学校	札幌市清田区平岡4-6-13-1	011-882-8122
	43	札幌白陵高等学校	札幌市白石区東米里2062-10	011-871-5500
	44	札幌国際情報高等学校	札幌市北区新川717-1	011-765-2021
	45	札幌東商業高等学校	札幌市厚別区厚別中央3条5-6-10	011-891-2311
	46	札幌工業高等学校	札幌市北区北20条西13丁目	011-727-3341
	47	札幌琴似工業高等学校	札幌市西区発寒13条11丁目3-1	011-661-3251
	48	有朋高等学校	札幌市北区屯田9条7丁目	011-773-8200
	49	江別高等学校	江別市上江別444番地1	011-382-2173
	50	野幌高等学校	江別市元野幌740	011-382-2477
	51	大麻高等学校	江別市大麻ひかり町2	011-387-1661
	52	千歳高等学校	千歳市北栄1丁目4-1	0123-23-9145
	53	千歳北陽高等学校	千歳市北陽2丁目10番	0123-24-2818
	54	北広島高等学校	北広島市共栄305-3	011-372-2281
	55	北広島西高等学校	北広島市西の里東3-3-3	011-375-2771
	56	石狩翔陽高等学校	石狩市花川東128-31	0133-74-5771
	57	石狩南高等学校	石狩市花川南8条5丁目1	0133-73-4181
	58	当別高等学校	当別町春日町84番地4	0133-23-2444
	59	恵庭南高等学校	恵庭市白樺町4丁目1-1	0123-32-2391
	60	恵庭北高等学校	恵庭市南島松359-1	0123-36-8111
	61	札幌視覚支援学校	札幌市中央区南14条西12丁目	011-561-7107
	62	札幌聾学校	札幌市北区北26条西12丁目	011-716-2979
	63	札幌高等養護学校	札幌市手稲区手稲前田485-3	011-685-7744

管内	No.	拠 点 名	所 在 地	電 話	
	64	白樺高等養護学校	北広島市輪厚621-1	011-376-2353	
	65	新篠津高等養護学校	新篠津村第45線北13番地	0126-58-3280	
	66	札幌養護学校	札幌市厚別区厚別町山本751	011-896-1311	
	67	札幌養護学校共栄分校	北広島市共栄274番地1	011-373-6859	
	68	札幌養護学校白樺高等学園	札幌市白石区東米里2062-10	011-879-2530	
	69	札幌伏見支援学校	札幌市中央区伏見4-4-21	011-520-5003	
	70	札幌伏見支援学校もなみ学園分校	札幌市南区石山東3丁目4-1	011-591-8811	
	71	札幌あいの里高等支援学校	札幌市北区あいの里4条7丁目1-1	011-770-5511	
	72	星置養護学校	札幌市手稲区星置3条8丁目2-1	011-682-5110	
	73	星置養護学校 石狩紅葉山校舎(分教室)	石狩市花川北3条3丁目1	0133-76-1101	
	74	星置養護学校ほしみ高等学園	札幌市手稲区手稲山口740番地1	011-681-6500	
	75	真駒内養護学校	札幌市南区真駒内東町2丁目2-1	011-581-1782	
	76	手稲養護学校	札幌市手稲区稲穂3条7丁目6-1	011-682-1722	
	77	手稲養護学校三角山分校	札幌市西区山の手5条8丁目1番38号	011-633-3020	
	78	拓北養護学校	札幌市北区南あいの里3丁目1-10	011-775-2453	
	79	札幌稲穂高等支援学校	札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号	011-695-6922	
	80	千歳高等支援学校	千歳市真々地2-3-1	0123-23-0131	
	後志	81	小樽潮陵高等学校	小樽市潮見台2丁目1-1	0134-22-0754
		82	小樽桜陽高等学校	小樽市長橋3丁目19-1	0134-23-0671
		83	小樽未来創造高等学校	小樽市最上1丁目29-1	0134-23-6105
84		小樽水産高等学校	小樽市若竹町9-1	0134-23-0670	
85		寿都高等学校	寿都町字新栄町136	0136-62-2144	
86		蘭越高等学校	蘭越町蘭越町475-16	0136-57-5034	
87		倶知安高等学校	倶知安町北7条西2丁目	0136-22-1085	
88		倶知安農業高等学校	倶知安町字旭15	0136-22-1148	
89		岩内高等学校	岩内町字宮園43-1	0135-62-1445	
90		余市紅志高等学校	余市町沢町6丁目-1	0135-23-3191	
91		高等聾学校	小樽市銭函1-5-1	0134-62-2624	
92		余市養護学校	余市町梅川町377-3	0135-23-7831	
93		余市養護学校しりべし学園分校	黒松内町字黒松内564	0136-72-3903	
94		小樽高等支援学校	小樽市銭函1-10-1	0134-61-3400	
胆振	95	室蘭栄高等学校	室蘭市東町3丁目29-5	0143-44-3128	
	96	室蘭清水丘高等学校	室蘭市増市町2丁目6-16	0143-23-1221	
	97	室蘭東翔高等学校	室蘭市高砂町4丁目35-1	0143-44-4783	
	98	室蘭工業高等学校	室蘭市宮の森町3丁目1-1	0143-44-5712	
	99	苫小牧東高等学校	苫小牧市清水町2丁目12-20	0144-33-4141	
	100	苫小牧西高等学校	苫小牧市青葉町1丁目1-1	0144-72-3003	
	101	苫小牧南高等学校	苫小牧市のぞみ町2丁目1-2	0144-67-2122	
	102	苫小牧総合経済高等学校	苫小牧市新開町4丁目7-2	0144-55-9264	
	103	苫小牧工業高等学校	苫小牧市字高丘6-22	0144-36-3161	
	104	虻田高等学校	洞爺湖町高砂町127-5	0142-76-2540	
	105	白老東高等学校	白老町日の出町5丁目17-3	0144-82-4280	
	106	伊達開来高等学校	伊達市竹原町44	0142-23-2525	
	107	登別青嶺高等学校	登別市青葉町42-1	0143-85-8586	
	108	追分高等学校	安平町追分本町7丁目8	0145-25-2555	
	109	厚真高等学校	厚真町本郷234-3	0145-27-2069	
	110	鶴川高等学校	むかわ町福住4丁目2	0145-42-2085	
	111	穂別高等学校	むかわ町穂別127-3	0145-45-2176	
	112	登別明日中等教育学校	登別市片倉町5丁目18-2	0143-85-0351	
	113	室蘭聾学校	室蘭市水元町56-24	0143-44-1221	
	114	伊達高等養護学校	伊達市松ヶ枝町105-13	0142-25-5115	
115	室蘭養護学校	室蘭市八丁平3丁目7-27	0143-45-8270		
116	苫小牧支援学校	苫小牧市明德町3丁目10-3	0144-67-6801		
日高	117	平取高等学校	平取町本町109-2	01457-2-2709	
	118	富川高等学校	日高町富川西12丁目69-109	01456-2-0411	
	119	静内高等学校	新ひだか町静内ときわ町1丁目1-1	0146-42-1075	
	120	静内農業高等学校	新ひだか町静内田原797	0146-46-2101	
	121	浦河高等学校	浦河町東町かしわ1丁目5-1	0146-22-3041	
	122	平取養護学校	平取町本町112-7	01457-2-3178	
	123	平取養護学校静内ベテカリの園分校	新ひだか町静内ときわ町1-1-35	0146-43-2918	
渡島	124	函館中部高等学校	函館市時任町11-3	0138-52-0303	
	125	函館西高等学校	函館市元町7-17	0138-23-8415	
	126	函館商業高等学校	函館市昭和1丁目17-1	0138-41-4248	
	127	函館工業高等学校	函館市川原町5-13	0138-51-2271	
	128	函館水産高等学校	北斗市七重浜2丁目15-3	0138-49-2412	
	129	上磯高等学校	北斗市中野通3丁目6-1	0138-73-2304	
	130	大野農業高等学校	北斗市向野43-1	0138-77-8133	
	131	七飯高等学校	七飯町鳴川5丁目13-1	0138-65-5093	
	132	松前高等学校	松前町字建石216	0139-42-2149	
	133	福島商業高等学校	福島町字三岳161	0139-47-2131	
	134	南茅部高等学校	函館市川汲町1560	0138-25-3372	
	135	森高等学校	森町上台町326-48	01374-2-2059	
	136	八雲高等学校	八雲町住初町88	0137-63-2105	

管内	No.	拠 点 名	所 在 地	電 話
	137	長万部高等学校	長万部町字榮原143-1	01377-2-2069
	138	函館盲学校	函館市田家町19番12	0138-42-3220
	139	函館聾学校	函館市深堀町27-8	0138-52-1658
	140	七飯養護学校	七飯町鳴川5丁目21-1	0138-65-7004
	141	七飯養護学校おしま学園分校	北斗市石別697-55	0138-75-2717
	142	函館高等支援学校	函館市石川町181-8	0138-46-6235
	143	函館養護学校	函館市旭岡町2	0138-50-3311
	144	北斗高等支援学校	北斗市中野通3丁目6-1	0138-74-3431
檜 山	145	江差高等学校	江差町字伏木戸町460-1	0139-53-6224
	146	上ノ国高等学校	上ノ国町字大留351	0139-55-3766
	147	檜山北高等学校	せたな町北檜山区丹羽360	0137-84-5331
	148	今金高等養護学校	今金町字今金454-1	01378-2-3121
上 川	149	旭川東高等学校	旭川市6条通11丁目	0166-23-2855
	150	旭川西高等学校	旭川市川端町5条9丁目1-8	0166-52-1215
	151	旭川北高等学校	旭川市花咲町3丁目	0166-51-4620
	152	旭川南高等学校	旭川市緑が丘東3条3丁目1-1	0166-65-8770
	153	旭川永嶺高等学校	旭川市永山町3丁目102	0166-47-6006
	154	旭川商業高等学校	旭川市曙3条3丁目1-1	0166-22-3556
	155	旭川工業高等学校	旭川市緑が丘東4条1丁目1-1	0166-65-4115
	156	旭川農業高等学校	旭川市永山町14丁目153	0166-48-2887
	157	土別翔雲高等学校	土別市東6条北6丁目24	0165-23-2908
	158	名寄高等学校	名寄市字徳田204	01654-3-6841
	159	名寄産業高等学校	名寄市西5条北5丁目1	01654-2-3066
	160	富良野高等学校	富良野市末広町1-1	0167-22-2174
	161	富良野緑峰高等学校	富良野市西町1-1	0167-22-2594
	162	鷹栖高等学校	鷹栖町南1条1丁目2-1	0166-87-3020
	163	上川高等学校	上川町東町148	01658-2-1469
	164	東川高等学校	東川町北町2丁目12-1	0166-82-2534
	165	美瑛高等学校	美瑛町旭町1丁目9-2	0166-92-1732
	166	上富良野高等学校	上富良野町東町3丁目1-3	0167-45-4447
	167	下川商業高等学校	下川町北町137-1	01655-4-2545
	168	美深高等学校	美深町字西町40	01656-2-1681
169	旭川盲学校	旭川市旭町2条15丁目	0166-51-8101	
170	旭川聾学校	旭川市住吉5条2丁目8-20	0166-51-6121	
171	旭川高等支援学校	旭川市5条西5丁目	0166-29-5575	
172	美深高等養護学校	美深町字西町25	01656-2-2155	
173	美深高等養護学校あいべつ校	愛別町南町27	01658-6-5811	
174	鷹栖養護学校	鷹栖町北野西3条2丁目1-1	0166-87-2261	
175	東川養護学校	東川町西10号北36番地	0166-82-4586	
176	旭川養護学校	旭川市春光台2条1丁目	0166-51-6507	
留 萌	177	留萌高等学校	留萌市千鳥町4丁目91	0164-42-2474
	178	苫前商業高等学校	苫前町古丹別273-4	0164-65-3441
	179	羽幌高等学校	羽幌町南町8	0164-62-1050
	180	遠別農業高等学校	遠別町字北浜74	01632-7-2551
	181	天塩高等学校	天塩町字川口1464-4	01632-2-1108
	182	小平高等養護学校	小平町字鬼鹿田代577番地2	0164-57-1203
宗 谷	183	稚内高等学校	稚内市栄1丁目4-1	0162-33-4154
	184	浜頓別高等学校	浜頓別町緑ヶ丘5丁目15番地	01634-2-2109
	185	枝幸高等学校	枝幸町北幸町529番地2	0163-62-1169
	186	豊富高等学校	豊富町字上サロベツ475	0162-82-1709
	187	礼文高等学校	礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ27	0163-87-2358
	188	利尻高等学校	利尻町沓形字神居189-1	0163-84-2215
	189	稚内養護学校	稚内市声間5丁目23番7号	0162-26-2292
オホー ツク	190	北見北斗高等学校	北見市北斗町1丁目1-11	0157-24-3195
	191	北見柏陽高等学校	北見市柏陽町567	0157-24-5107
	192	北見緑陵高等学校	北見市大正255	0157-36-4536
	193	北見工業高等学校	北見市東相内町602	0157-36-5524
	194	北見商業高等学校	北見市端野町3区583-1	0157-56-3566
	195	網走南ヶ丘高等学校	網走市台町2丁目13-1	0152-43-2353
	196	網走桂陽高等学校	網走市向陽ヶ丘6丁目2-1	0152-43-2930
	197	紋別高等学校	紋別市南が丘町6丁目3-47	0158-23-3068
	198	美幌高等学校	美幌町字報徳94	0152-73-4136
	199	津別高等学校	津別町字共和32-2	0152-76-2608
	200	斜里高等学校	斜里町文光町5-1	0152-23-2145
	201	清里高等学校	清里町羽衣町38	0152-25-2310
	202	訓子府高等学校	訓子府町東幸町157	0157-47-2576
	203	置戸高等学校	置戸町字置戸256-8	0157-52-3263
	204	留辺蘂高等学校	北見市留辺蘂町旭公園104-5	0157-42-2225
	205	佐呂間高等学校	佐呂間町字北311-1	01587-2-3653
	206	常呂高等学校	北見市常呂町字常呂574	0152-54-2753
	207	遠軽高等学校	遠軽町南町1丁目	0158-42-2675
	208	湧別高等学校	上湧別町字中湧別846-2	01586-2-2234
	209	興部高等学校	興部町字興部125-1	0158-82-2316

管内	No.	拠 点 名	所 在 地	電 話
	210	雄武高等学校	雄武町字雄武1495	0158-84-2956
	211	網走養護学校	網走市字呼人149番地2	0152-48-2137
	212	紋別養護学校	紋別市大山町3丁目14	0158-23-9275
	213	紋別養護学校ひまわり学園分校	遠軽町生田原安国302-2	0158-46-2171
	214	北見支援学校	北見市川東229-1	0157-61-0047
	215	紋別高等養護学校	紋別市渚滑町元新1丁目152-1	0158-24-1120
十勝	216	帯広栢葉高等学校	帯広市東5条南1丁目	0155-23-5897
	217	帯広三条高等学校	帯広市西23条南2丁目12	0155-37-5501
	218	帯広緑陽高等学校	帯広市南の森東3丁目1-1	0155-48-6605
	219	帯広工業高等学校	帯広市稲田町基線14-7	0155-48-5650
	220	帯広農業高等学校	帯広市稲田町西1線9	0155-48-2102
	221	音更高等学校	音更町駒場西1	0155-44-2201
	222	上士幌高等学校	上士幌町字上士幌東1線227	01564-2-2549
	223	鹿追高等学校	鹿追町西町1丁目8	0156-66-3011
	224	清水高等学校	清水町北2条西2丁目2	0156-62-2156
	225	芽室高等学校	芽室町東めむろ1条北1丁目6番地	0155-62-2624
	226	更別農業高等学校	更別村字更別基線95	0155-52-2362
	227	大樹高等学校	大樹町緑町1	01558-6-2063
	228	広尾高等学校	広尾町並木通東1丁目	01558-2-2198
	229	幕別清陵高等学校	幕別町衣田101-1	0155-56-5105
	230	池田高等学校	池田町清見ヶ丘13	015-572-2662
	231	本別高等学校	本別町弥生町49-2	0156-22-2052
	232	足寄高等学校	足寄町里見が丘5-11	0156-25-2269
	233	帯広養護学校	帯広市西25条南2丁目7	0155-37-6773
	234	新得高等支援学校	新得町西2条南7丁目2	0156-64-5331
	235	帯広盲学校	帯広市西25条南2丁目9-1	0155-37-2028
236	帯広聾学校	帯広市西25条南2丁目7-8	0155-37-2017	
237	中札内高等養護学校	中札内村東5条南1丁目8番地	0155-68-3266	
238	中札内高等支援学校幕別分校	幕別町南町81-1	0155-54-2977	
釧路	239	釧路湖陵高等学校	釧路市緑ヶ岡3丁目1-31	0154-43-3131
	240	釧路江南高等学校	釧路市光陽町24-17	0154-22-2760
	241	阿寒高等学校	釧路市阿寒町仲町2丁目7-1	0154-66-3333
	242	釧路商業高等学校	釧路市昭和中央5丁目10-1	0154-52-3331
	243	釧路工業高等学校	釧路市鶴ヶ岱町3丁目5-1	0154-41-1285
	244	釧路東高等学校	釧路町富原3-1	0154-36-2852
	245	厚岸翔洋高等学校	厚岸町灣月町1丁目20-1	0153-52-3195
	246	標茶高等学校	標茶町常盤10丁目1番地	015-485-2001
	247	弟子屈高等学校	弟子屈町高栄3丁目3-20	015-482-2237
	248	白糠高等学校	白糠町西4条北2丁目2-8	01547-2-2826
	249	釧路明輝高等学校	釧路市愛国西1-38-7	0154-36-5001
	250	釧路鶴野支援学校	釧路市鶴野58-92	0154-57-9011
	251	釧路養護学校	釧路市暁町11-1	0154-25-3439
根室	252	根室高等学校	根室市牧の内146	0153-24-4675
	253	別海高等学校	別海町別海緑町70-1	0153-75-2053
	254	中標津高等学校	中標津町西6条南5丁目1	0153-72-2059
	255	標津高等学校	標津町南2条西5丁目2番2号	0153-82-2015
	256	羅臼高等学校	羅臼町礼文町9-3	0153-87-2481
	257	中標津支援学校	中標津町東13条北7丁目15-2	0153-72-6700

別記様式1

業務処理責任者等選定通知書

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

住所
受託者
氏名

業務名 道立学校ICT支援員を活用した学校DX推進事業委託業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務に係る業務処理責任者等を次のとおり定めたので通知します。

区 分	氏 名	備 考
業務処理責任者		
ICT支援員管理責任者		
ICT支援員		

※業務処理責任者の経歴を証明する書類を添付すること。

※各認定資格を証明する書類の写しを添付すること。

※ICT支援員が研修を受講していることを証明する書類を添付すること。

実 績 報 告 書

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

住所

受託者

氏名

業務名 道立学校ICT支援員を活用した学校DX推進事業委託業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、報告します。

記

- 1 業務完了年月日 年 月 日
- 2 添付書類
・ 訪問結果報告書
- 3 その他
・ 附帯する著作権等一切の権利を引き渡します。